

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和4年5月6日(2022.5.6)

【公開番号】特開2021-184121(P2021-184121A)

【公開日】令和3年12月2日(2021.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2021-058

【出願番号】特願2020-88569(P2020-88569)

【国際特許分類】

G 06 F 21/35(2013.01)

10

G 06 K 7/10(2006.01)

G 06 K 19/07(2006.01)

G 06 V 30/00(2022.01)

G 06 V 30/412(2022.01)

G 06 F 21/44(2013.01)

G 07 F 7/12(2006.01)

【F I】

G 06 F 21/35

G 06 K 7/10 244

20

G 06 K 19/07 230

G 06 K 9/00 S

G 06 K 9/20 340 C

G 06 F 21/44

G 07 F 7/12 A

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月20日(2022.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

R F I D を有した電子証明書カードに基づき年齢を識別する年齢の識別認識システムであって、

前記電子証明書カードの前記R F I Dと通信可能なR F I D読取部と、

前記電子証明書カードの券面を画像として取り込むイメージセンサー部と、

前記イメージセンサー部により取り込まれる前記電子証明書カードの券面に記載された文字を認識する光学文字認識部と、

制御部と、

を備え、

前記制御部は、

前記R F I Dに記憶された情報であって、照合番号なしで読み取れる情報を前記R F I D読取部により読み出し可能か否か試行する第1ステップと、

前記光学文字認識部により、前記電子証明書カードの券面に記載された生年月日情報を読み取る第2ステップと

を実行し、

少なくとも前記第1ステップが成功であることを条件として、前記生年月日情報に基づく年齢認証を出力する

40

50

ように構成される、

年齢の識別認識システム。

【請求項 2】

前記制御部は、

前記イメージセンサー部により取り込んだ前記電子証明書カードの画像に基づき、貼り付け偽装か否か判断する第3ステップを実行し、

前記第1ステップが成功であることに加え、前記第3ステップで否であることを条件として、前記生年月日情報に基づく年齢認証を出力する

ように構成される、

請求項1に記載の年齢の識別認識システム。

10

【請求項 3】

前記制御部は、

前記第1ステップにより取得した情報と前記光学文字認識部に読み取った情報とに基づいて前記電子証明書カードの有効期限を特定できる場合に、前記第1ステップにより取得した情報と前記光学文字認識部に読み取った情報とに基づいて特定される有効期限に基づき、前記電子証明書カードが有効期限内であるか否かを判断する第4ステップを実行し、前記第1ステップが成功であることに加え、前記第4ステップで有効期限内であると判断したことを条件として、前記生年月日情報に基づく年齢認証を出力する

ように構成される、

請求項1又は2に記載の年齢の識別認識システム。

20

【請求項 4】

前記制御部は、前記第2ステップの前に、前記RFID読取部を介した通信により前記電子証明書カードのカード種を券面の生年月日の記載部が特定できる分類まで特定し、その後の前記第2ステップにおいて、前記電子証明書カードの券面の生年月日の記載部を特定して前記生年月日情報を読み取るよう構成される、請求項1から請求項3のうちいずれか一項に記載の年齢の識別認識システム。

【請求項 5】

RFIDを有した電子証明書カードに基づき年齢を識別する年齢の識別認識システムであって、

30

前記電子証明書カードの前記RFIDと通信可能なRFID読取部と、

前記電子証明書カードの券面を画像として取り込むイメージセンサー部と、

前記イメージセンサー部により取り込まれる前記電子証明書カードの券面に記載された文字を認識する光学文字認識部と、

制御部と、

を備え、

前記制御部は、

電子証明書カードの種別ごとに割り当てられた識別情報に対して前記RFID読取部が期待した結果を受信した場合に、前記電子証明書カードが前記識別情報に対応する前記電子証明書カードの種別であると特定し、

前記光学文字認識部により、前記特定された前記電子証明書カードの種別における券面の様式から生年月日が記載された生年月日部を特定し、前記電子証明書カードの券面の前記生年月日部に記載された生年月日情報を読み取る

40

ように構成される、

年齢の識別認識システム。

【請求項 6】

前記制御部は、さらに、前記光学文字認識部により、前記特定された前記電子証明書カードの種別における券面の様式から有効期限が記載された有効期限部を特定し、前記電子証明書カードの券面の前記有効期限部に記載された有効期限情報を読み取るように構成される、請求項5に記載の年齢の識別システム。

【請求項 7】

50

前記制御部は、前記R F I Dに記憶された情報であって、前記特定された前記電子証明書カードの種別において照合なしで読み取れる情報を前記R F I D読み取部により読み出し可能か否か試行するように構成される、請求項5又は6に記載の年齢の識別システム。

10

20

30

40

50